

学校生活上の留意点

生活指導部

1. **8時30分までに**登校し、常にゆとりのある生活を心がけること。
2. 一旦校門をくぐったら、**外出は禁止**である。特に理由のある時は、担任まで届け出て許可を受けること。尚、無断外出は、厳重な指導を行う。
3. 生徒証及び生徒手帳は、常に携帯しておくこと。
4. **1限以降に遅刻**をしたときは、教室に行く前に生活指導室で**遅刻カード**を記入し、教科担当に手渡すこと。
遅刻カードを記入せずに無断入室した場合や、遅刻が重なると、厳重な指導を行う。
あらかじめ遅刻することが判っている時は、生徒手帳に遅刻届を書いてくること。緊急の場合は電話連絡も可。通院等の時は領収書または通院証明書の確認をします。
交通機関の遅延による遅刻の場合は、教務部で確認のうえ取り消す。
5. **欠席**する時は、必ず保護者から担任まで電話連絡し、後日生徒手帳により**欠席届**を提出すること。
6. 早退しなければならない時は、生徒手帳により早退届を担任まで提出し、許可を受けること。体調不良などで早退をする時は、保健室で所定の手続きを受けること。
7. **服装**は常に「服装に関する規定（別記）」に示された通りにすること。服装等の加工は絶対にしない。
8. アクセサリーは、身につけてこないこと。
9. 貴重品等は持ってこないのが原則であるが、やむを得ず持ってきた場合は、自己管理を徹底すること。
10. **異装**をする場合は、**異装願**い（生活指導室にあります）を提出し許可を受けること。
11. 教科書、ノート等は、机の中や部屋に置き放しにしないこと。毎日の予習復習のために

必ず持ち帰ること。

12. **下校**は午後4時45分までに完了すること。
13. **アルバイト**は原則として禁止である。やむを得ずアルバイトをする必要があれば、**アルバイト届**を担任に提出すること。
アルバイトにより勉学を怠ったり遅刻が多くなり成績に影響がでる場合が多々あるので、保護者・担任等とよく相談して決めること。
14. **自転車通学**については、自転車損害賠償保険に必ず加入し、**自転車通学許可願**を提出し許可を受けること。
運転免許及び車両取得者については、取得後2週間以内に**登録**を完了すること。(登録用紙は生活指導室にあります)
登録を怠ったり、車両(同乗も含む)により登下校した者は嚴重な指導を行う。
又、無免許運転(同ほう助)や交通違反についても嚴重な指導を行う。
15. **喫煙(同伴も含む)及び喫煙具所持**(電子タバコ・タバコ・ライター・マッチ)について、校内外を問わず嚴重な指導を行う。
16. **校内美化**について、清掃の徹底と汚さない・ごみを散らかさないよう自覚し、環境を良くするよう努める。
17. **クラブ活動**に積極的に参加し、余暇の善用に努める。
18. その他、HR活動や生徒会活動・学校行事にも積極的に参加すること。